## 子ども・子育て支援新制度の概要

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施 事業所内保育 義務を担うことに基づ、措置として、委託費を支弁 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など 0~5號 地方裁量型 保育所 認定こども園 0~5歳 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施 居宅訪問型保育 共通の財政支援 幼保連携型 保育所型 家庭的保育、 小規模保育、 幼稚園型 地域型保育給付 3~5歳 幼稚園 施設型給付 X 9

重点番号12:家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和 及び連携施設に関する経過措置が延長が享生労働省)

## 地域の実情に応じた 子育て支援

## 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
  - 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
  - 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を:
- 多様な事業者の参入促進・ 活用事業

## 地域型保育事業について

- 市町村による認可事業(地域型保育事業<u>)</u>として、<u>児童福祉法に位置付け</u>た上で、<u>地域型保育給付の対象</u>とし、 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を 多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。 0
- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口 0

